

# 武士道と士道

——山鹿素行の武士道論をめぐって——

谷口眞子

## はじめに

江戸時代の武士道論について、現在の通説では「武士道」と「士道」が区別して考えられている。「武士道」論は戦国乱世の戦闘者の思想を受け継ぎ、「命を惜しまない武者のならい」「戦国の遺風」などが表現された考え方で、徳川譜代家臣大久保彦左衛門の『三河物語』や、佐賀藩鍋島家臣山本常朝の口述を含む『葉隠』などが、その典型的作品であるとされている。一方「士道」論は、幕藩制が確立した泰平の世における官僚的な武士のあり方を論じたもので、山鹿素行の『山鹿語類』や大道寺友山の『武道初心集』などが、その代表と考えられている。<sup>1)</sup>

ところで、この「士道」論の考え方は、江戸時代の長きにわたる平和を最初から前提としている。しかし、南明が清に滅ばされたのは寛文二（一六六二）年、蝦夷地でアイヌ首長のシヤクシヤインが

蜂起して、松前藩により鎮圧されたのは寛文九（一六六九）年である。いずれも、一六二二年生まれの山鹿素行が四〇代のときである。山鹿流兵学で伝授書の經典たる『武教全書』と『武教小学』は明暦二（一六五六）年に、また山鹿素行の「士道」論として有名な『山鹿語類』「士道篇」は寛文五（一六六五）年に、さらに『中朝事実』は寛文九（一六六九）年に成っている。すなわち、大名間の戦争は収まっているものの、東アジア地域の国際関係がまだ安定していなかった時期に、素行はこれらの著作で武士のあり方を述べているわけである。特に『中朝事実』でははっきりと、日本は中国とは異なる「武国」であり、武士は「武」を担う者として文武双方を身につけるべきだと主張している。

これまで山鹿素行は兵学者であることが認識されながら、人にはそれぞれの職分・役があるという職分論の考え方が注目され、彼が説く武士道論もこの文脈で解釈されてきた。たとえば前田勉氏は、従来の武士道と士道の区別によりながら、素行の思想が、名誉・衝

動・血気の勇を重んじる戦場の「武士道」から、自己統御する平和な時代の「職分」へ転換したと論じている。すなわち、『武教全書』には戦闘者としての武士像がみられるが、『山鹿語類』『士道篇』では職分論が全面的に展開され、主観的な判断や行動を抑制し、自己統御できる為政者をめざしたものとして、素行の武士道論が解釈されている。<sup>(2)</sup>前田氏の論考は、従来あまりとりあげられていなかった『武教小学』や『武教全書』に言及している点で、評価されるべきである。

しかし、素行は文武双方を身につけるよう繰り返し主張しており、抽象的かつ一般的士道論を展開しているようにみえる「士道篇」は、軍記物に書かれた歴史上の逸話を独自に解釈した「士談篇」にもとづいていた。<sup>(3)</sup>さらに、素行はすでに『武教小学』で、職分体系として社会をとらえ、人々はその規範に適合しながら自らの職分を遂行すべきであると主張していた。そして、武士は三民の長として「道」を志し、その身分にふさわしい外形・行為・知識をもつべきことを求めている。<sup>(4)</sup>前田氏は明暦二年（寛文五年）の九年間で、素行の思想が「武士道」から「士道」へ転換したとしているが、『武教小学』と『山鹿語類』『士道篇』は、氏が強調するほどその考え方に違はない。

そこで本稿では、素行の思想における日本の「武」「武士」の位置づけを明確にするために、まず寛文五（一六六五）年に刊行された『聖教要録』と寛文九（一六六九）年に著された『中朝事実』を

考察する。前者は素行の世界観・人間観を明確に示した著作で、朱子学を批判して聖学をうちたてた素行の代表的著作である。同年に完成した『山鹿語類』『士道篇』で、素行は武士の職分は「聖人の道」を志し、日々勤行することにあると説いているが、その理解のためには『聖教要録』を避けて通ることはできない。後者の『中朝事実』は、素行が中国との対比において日本のアイデンティティをどのようにとらえ、日本社会の中核身分たる武士をいかに位置づけようとしているのかを考える上で、欠かせない著作である。また、『武教全書』『武教小学』は、ともに明暦一（一六五六）年に著されているが、特に後者は武士としての日々の生き方を説き、日常の実践行為を素行がいかに重要視していたかを示しており、この内容についても検討する。最後に『山鹿語類』『士道篇』によって、素行の武士道論を彼の思想全体の中で位置づけ、近世前期における兵学と儒学の間を考察するための土台としたい。

## 一、山鹿素行の略歴と思想―武士道論との関連で

### (一) 山鹿素行の略歴<sup>(5)</sup>

素行の父貞以は同輩を刺殺して会津に出奔し、元和八（一六二二）年、三八歳のときに素行は会津若松で生まれた。会津を支配していた蒲生家が無嗣断絶したため、貞以は江戸にて医者になる。素行は寛永七（一六三〇）年に、林羅山の門人となった。すでに幼い頃

からその才能は世間の認めるところだったようで、二年後、数え年でわずか一歳のとき、松江城主堀尾忠晴から二〇〇石で召し抱えたいという申し入れがあったほどである。寛永一三年にはじめて『大学』を講じるとともに、同年、『甲陽軍鑑』の著者小幡景憲と、のちに北条流軍学の創始者になる北条氏長に入門して、甲州流兵学を修めた。寛永一九（一六四二）年に結婚し、小幡景憲より兵法の印可を受け、『兵法神武雄備集奥義』を著す。正保四年（一六四七）には、將軍家光に上覧するための城の木型について、北条氏長から相談を受けている。慶安四（一六五二）年に將軍家光が死去したため、素行の幕府出仕の望みはかなわず、翌年、赤穂藩浅野家に召し抱えられることを承諾する。素行は承応二年の秋、赤穂へ到着するが、他の武士のような任務を与えられず、学者として一〇〇〇石の知行を与えられて厚遇されたことに、むしろ気詰まりを覚えて、承応三年には江戸に戻ってきてしまう。

素行の思想形成の過程で一つの画期をなすのが、『修教要録』『治教要録』『武教要録』『武教全書』『武教小学』『兵法或問』『孫子句読』『賤嶽並諸戦記』などを相ついで著した、明暦二（一六五六）年であった。万治三（一六六〇）年には『陣中諸法度』『古今戰略考』『織田豊臣家臣伝』『長久手戦記』『奥州記』『五万石人数積』などを書いている。寛文五（一六六五）年には、弟子たちの編集による『山鹿語類』と『聖教要録』が成るが、翌年、素行は『聖教要録』の筆禍により赤穂へ配流されてしまう。「年譜」によれば、寛文六年九

月二一日に板倉重矩から、『聖教要録』について保科正之が怒っているとの伝言を受けて、素行は執筆の弁明書を老中土屋数直に提出した。しかし、二四日にはすでに公儀の判断は決まっていたようで、素行は一〇月三日に、かつての師で幕府大目付の北条氏長に呼び出され、赤穂への配流を言い渡される。

素行は配流中に『島原記』『謫居童問』のほか、寛文九（一六六九）年には『中朝事実』、延宝元（一六七三）年には『武家事紀』、延宝二（一六七四）年には『本朝古今戰略』などを著した。彼が赦免されたのは延宝三（一六七五）年のことで、八月に江戸へ帰っている。<sup>6</sup>一〇年後の貞享二（一六八五）年、素行は積徳堂にて波乱に富んだその生涯を終えた。享年六四歳であった。

## （二）『聖教要録』にみる「聖人の道」の考え方

素行の思想形成の過程は、第一期―修学期、第二期―聖学（古学）確立までの過渡期、第三期―聖学（古学）唱導と『聖教要録』による赤穂流論、第四期―赤穂流論中の歴史研究と日本中朝主義の主張、第五期―哲学的形而上学的基礎づけ、と分類される。<sup>7</sup>なかでも、寛文二（一六六二）年頃から主張しはじめた、「聖学」―宋の朱子学ではなく、直接古代の聖人の書に根拠を置く学問―の考え方にもとづいて展開した『聖教要録』の刊行は、素行の人生を大きく変えることになった。<sup>8</sup>

先にみたように、この筆禍事件は幕府の教学政策に反していたか

らというよりは、保科正之の個人的な反発によるものだったと考えられる。保科正之の死去後二年あまりで、素行は赦免されて赤穂から呼び戻されたが、江戸へ帰国した後は、松浦鎮信や津軽信政らが『聖教要録』の講義を聴いているし、久世広之も延宝七（一六七九）年松浦鎮信経由で注をみている。

問題の『聖教要録』の序文で素行は、朱子学者をはじめ、漢から明に至る儒者を批判している。「聖人ははるかに遠く、その奥深い言葉はしだいに不明になり、漢・唐・宋・明の学者は、世を欺き虚偽を積みかさねてきた。（中略）道を説いて人を誤らせる者は、天下の大罪人である。漢・唐の訓詁学、宋・明の理学は、それぞれ口がうまくて饒舌で、惑いを解こうとしますます惑いを深くさせ、聖人を汚すものであつて、おそれおおい限りである。（中略）私は周公・孔子を師として、漢・唐・宋・明の諸儒を師とはしない。学は聖教を志して、異端を志さず、行いは日常の実践を重視し、悠々自適に安住しない」とみえる。<sup>9</sup>門人一同は刊行に反対したが、素行は「道」は天下に行き渡らせるべきものであり、自分の考えを公表すれば批判や論評を受けられて誤りを正すこともできるとして、「道」を天下に示し後世の君子に期待する、と答えたという。朱子学を信奉していた保科正之の逆鱗に触れたのも理解できる。<sup>10</sup>

『聖教要録』は上中下三巻から構成されており、（上）は聖人／知至／聖学／師道／立教／読書／道統／詩文、（中）は中／道／理／徳／仁／礼／誠／忠恕／敬恭／鬼神／陰陽／五行／天地、（下）は

性／心／意情／志気思慮／人物之生／易有太極／道原、という目次である。聖人とはどのような存在か、聖学の目的は何か、をはじめ「道」「理」「徳」「仁」「礼」「誠」など、素行の武士道論を理解するために欠かせない概念の意味が説明されている。

素行は人間の性について、「性、善悪を以て言ふべからず」として、性善説・性悪説どちらの立場もとらない。そして、「人人、賦する所の性は、初めは相近し。氣質の習に因りて相遠し。宋明の学者異端に陥るの失は、唯だ這裏に在り。この道を修めて、以て天命の性に率（したが）ふは、是れ聖人なり、君子なり。己の氣質に習ひて情に従ふは、乃ち小人なり、夷狄なり。性は唯だ習教に在り」と述べる。<sup>11</sup>すなわち、生まれつきの人の性にはさほど違いはないが、後天的に教化されて得るものによって、聖人・君子となる者もいれば、小人・蛮人になる者もでてくるとして、社会における教化を重視しているのである。

そして、聖学の目的は人らしくなる道を学ぶことにあるとして、人は学び、日常でそれを実践し、反省して改めることを繰り返すことで、聖人の道に近づいていくとする。志を立て聖人の書を熟読玩味し、それを行動に移すこと、内心の志が自然な言葉になって表現されるようにすること、そして、私欲を克服し天地自然の秩序・条理を理解し、礼にかなった行動をとることによって仁義が成り立ち、節度ある中庸の実践が可能になる、と主張する。素行は暗記博識ばかりを求めるのは「小人の学問」であると、聖人の言葉を一言一

匂味わって理解し、それを具体的行動に結びつけなければ意味がないと考えていた。「道」は実践あつてのものであり、それを社会に広めるべきであるという考え方が、本書を貫いていると言えよう。ここではその体现者が武士であるとは明確に示していないが、『聖教要録』と同年に編纂された『山鹿語類』『士道篇』で素行は、その担い手を武士に限定し、むしろ武士の「職分」と規定している。後述するように、「士道篇」は『聖教要録』で示された「聖人の道」を実践するための具体的方法を、精神・身体の両面から論じたものであった。

### (三)『中朝事実』にみる日本の「武」「武士」の位置づけ

赤穂藩へお預けの身となった素行は、寛文九(一六六九)年に『中朝事実』を著した。ここでは日本の国土・民情に応じた築城方法、間者を用いる方法、陣取りの方法、兵具や戦法などを考察するとともに、日本と中国の地理的歴史的差異に注目し、日本中朝主義を提唱して中国からの精神的脱皮を主張している。素行は延宝三(一六七五)年に記した『配所残筆』の中で、以前は異朝の書物ばかり勉強していたため、無意識のうちに異朝を過大評価し、我が国は小国で何事も異朝に及ばず聖人も現れないと誤解していたとして、『中朝事実』の概要を述べている。<sup>12)</sup>まとめると次のようになる。

かつて我が国では天子に仁義の徳が厚く、士農工商の四民が安寧

に暮らしており、上下の間の道は明らかだった。しかも、その勇武は三韓征伐にみられるように、異国からも恐れられるほどで、武器・馬具・剣戟の制・兵法・軍法・戦略にかけては、世界でもっとも優れていた。我が国は知・仁・勇の三徳に秀でた「中国」であることは明らかである。

しかし、君主の文徳によって世界が治まるというのは、堯・舜などの聖王が現れた太古の時代の話である。山林にこもって静座したり、読書を好み詩文にふけているだけでは実用の役に立たない。朱子学のみならず、老荘思想や仏教も実社会とはかけ離れていて影響力はない。聖学とは我が身を修め、それを人に及ぼし、世界が平和になるよう尽力し、その結果として功なり名を遂げることである。父子・君臣・夫婦・長幼・朋友という人間関係については、武士身分に付随したつとめがある。さらに、武士は衣食住や武芸のみならず、礼楽、土地支配や民政、戦略・軍法などの兵学も修得しなければならぬ。武士の学問はこれらの事柄について、実地にのぞんだときに役に立たなければならぬ性質のものである。その際、すべてのことについて知り尽くすことは、もちろんできない。聖学の定石をよく会得してその鑄型にはまっていれば、見聞することがよくわかる。こうして学問を積み重ねていけば、知・仁・勇が身につき人としての道が尽くせる。

日本は中国と比べて勇武にもすぐれているとし、知・仁・勇の三

徳に秀でた「中国」であると位置づけている。ここでいう「中国」

とは、地理的な中国大陸を指すのではなく世界の中心を示しており、日本は中華の周辺を構成する東夷・南蛮・西戎・北狄の一角ではないとの自負がみえる。そして、武士は「武」を担う者として、武芸の稽古をはじめ軍法・戦法など「武」に関する事柄を心得、さらに領国・領民支配のための政治についても学ぶ必要があり、聖学の教えにそって日々の実践を積み重ねることにより、「道」の実現が可能になると考えている。『聖教要録』でもみたように、素行は読書したり詩文を作ったりする「書斎の学問」を認めていない。修身にはじまり、人としての道を尽くし、世界を治めるための学問は、実践性を備えている実学でなければならぬと考えていた。したがって、朱子学をはじめ老荘思想や仏教を、実用や実社会への影響力という観点から批判することになる。そして、中国とは異なる本朝（日本）としてのアイデンティティを支えるのが、日本独自の「武」「武士」であると論じた『中朝事実』は、のちに吉田松陰や乃木希典が賞賛するところとなった。

## 二、山鹿素行の武士道論―『武教小学』の内容分析

前章では、素行の「聖人の道」に関する基本的考え方と、東アジア世界における日本の「武」に対する評価を考察した。本章ではそのような思想的背景を念頭において、彼の武士道論を検討していく

たい。

『山鹿語類』『士道篇』ばかりが目ざされてきたが、素行は『兵法神武雄備集』『武教小学』『武教全書』『武教要録』『武教本論』『兵法或問』『手鏡要録』『兵法要鏡録』『武教三等録』『武教余談』『七書諺解』『本朝古今戦略考』など、多岐にわたる兵学書を著しており、それぞれ考察の対象が異なっている。このうち、山鹿流兵法で伝授書の經典たる『武教全書』（五卷八冊）と『武教小学』は、ともに明暦二年（一六五六）に著されたもので、前者は、軍隊を指揮する大将が軍隊構成員をいかに動かすべきかを説き、後者は「士」個人の日々の生き方を説いたものである。

素行は『武教全書』第一巻上で、すぐれた人材を登用し適材適所に配置する方法、軍令・軍法などに触れたあと、第一巻下からは具体的な戦争を想定して斥候の使い方、行軍や駐留の方法、築城術、攻城戦・籠城戦や相手の軍勢と数に開きがあるときの戦法、騎馬戦・徒歩戦、水軍による戦法など、さまざまな戦争の形態について解説している。<sup>13</sup>まさに実践的兵学である。その視点は、軍隊を掌握する総大将・総司令官としての立場から書かれており、想定している対象は大名クラスと考えられる。

対照的に『武教小学』は、個々の武士は日々に生きるべきかを説いたもので、日常生活で実践すべき事柄をわかりやすく説明している。<sup>14</sup>本書は素行の門弟たちが、素行の言葉を編集して『武教小学』と名付けたもので、その特徴は武士個人としての生き方論を展

開し、初学者の心得を説いているところにある。序文では、武士が三民（農工商）の長たりうるのは「能く身を修め心を正し、しこうして国を治め天下を平らぐ」からであり、おどろ髪でひじをいからして剣を振り回すかぶき者や、長衣を着て詩文を読み暗唱するだけで満足している中国風の士大夫風情の者を批判している。そして、我が国の武士の多くは外国の習慣をよしとしているが、士としての道に外国の風俗を取り入れる必要はなく、士たる道を子供の時に教えるのが大切であると述べ、『武教小学』を編集した意義を説く。

『武教小学』は「夙起夜寐／燕居／言語応対／行住坐臥／衣食居／財宝器物／飲食色欲／放鷹狩獵／与受／子孫教戒」の一〇項目から構成されているが、非常に短く読みやすい内容である。まず最初に、武士の一日は早朝起きて身支度をし、気持ち平静に保ち、君父の恩情を認識し、なすべき家業を考えることから始まるとする。そして、五倫の道を守り士としての正義をつらぬくべく努力せよ、と述べ、剣・弓・槍・鉄砲などの練習をすること、さらに余裕があれば書物を読み、兵法をきわめ、武器を改めるよう求めている。また、言葉にはその人の心がけが表われるから、弱々しい言葉や卑しい言葉を口にしないように、と忠告した上で、士たる者が語るべきは義や勇の行い、古戦場での逸話、各時代の武義の盛衰などであるとする。気弱な言葉を口にしないように、というくだりは、山本常朝が『葉隠』で、戯れ言や寝言であつても弱音を吐いてはいけないと述べているのと似ている。<sup>15)</sup>

そして武士は道を歩くにも最善の注意を払わねばならないと警告する。道路は身分の上下にかかわらず、誰もが通行する場所であり、不用意なことで喧嘩が起きる可能性があるとして、日常の行住坐臥に絶えず注意を払い、いつ起こるかかわらない非常時に備えるべきであると忠告している。

衣食住についても、武士としてふさわしいあり方を求めており、食事は一般士卒と同じものが食べられるように、普段から粗末なものにするようすすめている。金銭欲をもたないことはもちろん、人間の基本的な欲求である食欲と性欲についても、食欲は身体を保ち礼節を行うため、性欲は子孫を生んで家を継がせるため、とその目的を限定的に考えている。そして、鷹狩りや狩獵は地勢や風俗、世間の風説を知り、弓や刀剣が身軽に使えるように鍛錬し、士卒の動きをみるよい機会であるという。

また子孫の教育についても言及している。具体的には人としての道を教え、心に勇気があふれ行動に「信」があるように育てること、遊びも弓矢や竹馬を中心にし、武義・礼節にかなった言葉を使うようにさせ、天地から受けた気を充実させて情欲を少なくさせることを奨励している。文章をもてあそんだり暗記するばかりでは、我が国の風俗から遊離したシナ風になってしまう、として、盲目的に中国をよしとする考え方を批判している部分は、のちの『中朝事実』を彷彿とさせる。さらに武家の女性についても、家内をつかさどらなければならぬので柔弱であつてはならない、と述べている。元

禄時代に起きた赤穂浪士の吉良邸討入りの際、堀部安兵衛の養父堀部弥兵衛は妻子にあてた遺書の中で、自分たちが誇りをもって討死しても、残された妻子が涙にくれていては勇気ある名譽が汚される、として気丈に振る舞うよう求めたのが想起される。<sup>(16)</sup>しかし素行の場合、女子に対してそれ以上のものを求めている。すなわち、義の道・武の根本の意味を教えれば夫婦の道は正しくなり、人間関係を律する根本も明らかになるというのである。

以上から、素行が士農工商の身分観の中で武士をとらえ、武士としてなすべき事柄、注意すべき事項など、日々の細かい点にまで言及していることがわかる。ここで述べられているのは、個としての武士が日常生活の行住坐臥に注意を払い、実践を積み重ねることで、武士としての「道」を体現するに至る具体的方法である。ただし、重点は「武」を担う武士としての側面に置かれており、衣食住から日常の言動に至るまで、すべてにおいて「武」を意識するよう促している。引用されている文献は、『論語』『論語集注』『孟子』『大学』『孝経』『礼記』『呉子』『三略』『六韜』で、儒学書と兵学書の両方である。

ただし、主君と父母に仕え、長幼の序を守ることにについては述べているが、幕府や諸藩に召し抱えられ、家臣団ヒエラルキーの中で生きていかねばならない武士の立場や、主従関係における武士の苦勞などには配慮されていない。素行の弟子である大道寺友山が著した『武道初心集』で「奉公人道」を前面に打ち出し、主君への異見・

諫言や主君の名譽の守り方、主君への殉死をとりあげているのとは対照的である。<sup>(17)</sup>素行の『武教小学』は、武士個人が日常的に実践すべきことを具体的に記した著作と言えよう。

その意味で、次章で検討する『山鹿語類』は個人としての武士のみならず、武士が置かれた人間関係に言及し、その中で「士道篇」は士としての道を説いたものと位置づけられる。

### 三、山鹿素行の武士道論

#### ―『山鹿語類』「士道篇」の内容分析<sup>(18)</sup>

##### (一)「士道篇」の位置

『山鹿語類』は四五巻から構成されている。巻一〜巻二二が「君道」一〜二二で、ここでは主君の徳をはじめ、民政支配の方法や治教・治礼などが論じられている。巻二三〜一五は「臣道」一〜三二で、家臣の職分、主君に対する奉公が述べられる。巻一六〜一八は「父子道」一〜三二で、父としての道や子供の教育、さらに子としての道や親への孝行が説明されている。巻一九〜二〇は「三倫談」で兄弟・夫婦・朋友などの道を論じる。巻二一が、本章で検討対象とする「士道」である。巻二二〜三二は「士談」一〜二二で、ここで言及されている例は戦国時代の戦いやその逸話である。巻三三〜四三は「聖学」一〜二二で、これは『聖教要録』と内容を同じくしている。巻四四〜四五は「続集」で、素行の父百日忌間の日記と追考である。



「士道篇」の項目ごとの概要については、【表 『山鹿語類』士道篇の概要】を参照されたい。

素行は「士道篇」の「事物ヲ詳カニス」で述べているように、宇宙のすべては固有の法則があるが現象は多様であり、物に即して形象と機能を考えることにより、その存在の所以と天地の誠を知る事ができると考えていた。そのためには、博く文を学ぶことが必要だが、学問とは聖人の道を知った上で時代的变化をとらえ、現代に應用する工夫をすることであると強調している。そして徳を練り、身を修め、心を正しくするための思惟がなければ、読書をして博学であつてもそれはむしろ害になり、学ばない者に劣るといふ。従来の儒者に対する素行の批判、ならびに正しい志と目指すべき道を認識し、日々それを実践してゆくことを重視する素行の考え方からすれば、この主張は当然だろう。そして、その原形がすでに『武教小学』で述べられていたことにも気づく。

さて『山鹿語類』「士道篇」の冒頭では、武士は文武の徳を兼ね備え、三民の上に立つ人倫の模範たることが職分であると述べられている。素行の士道論の根本をなす考え方を表現したものとして、よく知られた部分である。この職分論は、当時確立しつつあった身分制社会における、武士の存在理由を明確に述べている。

素行は、近世の武士は単なる軍人でも役人でもないと考えていた。一事一物に至るまですべては天地の法則によっており、「聖人の道」を日常の生活で実践することが、君子・大丈夫たる者の職分である

と明言したのである。素行は「士道篇」を前半と後半に分け、前半部分では内面的自覚に関する事柄を、後半部分では外面的威儀に関わる事柄をとりあげているが、この双方を武士一人一人が実践することを求めた。

素行は、人間は情欲のままに動くことを自己統御すべきであり、それは精神と身体の両方において行われなければならないと考えていた。内面的自覚と外面的威儀の関係については、これまで外形を規制する威儀が重要視されて論じられてきた。たとえば田原嗣郎氏は、社会は多くの部分から構成されており、人もまたその一部として存在するため、素行においては、それぞれが外側から規定され外形を規制する威儀が重要なものとなり、瑣末な形式が重視される、と述べている。<sup>19)</sup> その形式としての「礼」について前田勉氏は、素行は上下の分を定める客観的な制度としての「礼」による統治によって、衣食住全般を規制する「いがた」にはめようとした、と考えている。つまり士農工商をそのような形で規律化させようとしたといふわけである。

たしかに素行が考えていた道徳とは、人間が生まれながらに備えていた自然の本性ではなく、後天的に教育されることによって身につけられるものであり、その方法として「礼」が重んじられた。<sup>20)</sup> しかし、外面的な威儀さえ整っていれば十分であると考えていたわけではなく、内面的自覚と外面的威儀とを別々のものとみなしていたわけでもない。そこで、素行が仁義や忠義など武士道論のキーワード

表 『山鹿語類』 士道篇の概要

<p>【前半部分】士道の内面的自覚に関する事柄</p> <p>【立本】</p> <p>「己ノ職分ヲ知ル」</p> <p>「道ニ志ス」</p> <p>「其ノ志ス所ヲ勤行スルニ在リ」</p>	<p>概要</p> <p>士は文武の徳を兼ね備え、三民の上に立つ人倫の模範たることが職分である。</p> <p>自らの職分をまっとうするための道に志す。</p> <p>「大丈夫」は士の道に志し、それを堅実に実行しようとめる。</p>
<p>【心術ヲ明ニス】</p> <p>a 氣ヲ養ヒ心ヲ存ス</p> <p>「養氣ヲ論ズ」</p> <p>「度量」</p> <p>「志氣」</p> <p>「温藉」</p> <p>「風度」</p> <p>「義利ヲ弁ズ」</p> <p>「命ニ安ンズ」</p> <p>「清廉」</p> <p>「正直」</p> <p>「剛操」</p>	<p>氣を養うことが修身のもとであり、日常の工夫で生まれつきの気の過不足が調えられる。</p> <p>細かい現象にとらわれず世界を掌中にするだけの氣の力量を持つ。</p> <p>志氣とは「大丈夫」が志す氣節である。</p> <p>度量が広く氣節の大きい「大丈夫」は暖かい穏和な心をもつ。</p> <p>優美で卑しさがなく、清らかな影のない趣が「大丈夫」の風度である。</p> <p>義と利を区別し、利を捨て義によって行動する。</p> <p>心を存する方法は天命に安んずることである。</p> <p>内に清廉さを保つ。</p> <p>「正」は義を守り態度を変えないこと、「直」は社会的地位にへつらわずただすべきことを正すことである。</p> <p>「剛」は剛毅で物事に屈しないこと、「操」は義とすることを守り変わらぬ心をさす。</p>
<p>b. 徳ヲ練リ才ヲ全クス</p> <p>「忠孝ヲ励マス」</p> <p>「仁義ニ拠ル」</p> <p>「事物ヲ詳カニス」</p> <p>「博ク文ヲ学ブ」</p> <p>【自省】</p> <p>「自戒」</p>	<p>「大丈夫」の職務は家の外で主君に仕え、家では父兄に仕えて家を治めることである。</p> <p>宇宙のすべては固有の法則があるが現象は多様である。</p> <p>学問とは詩文を作ったり暗記することではなく、時代的変化をとらえ現代に応用する工夫をすることである。</p> <p>常に自省して欠点を直す努力をする。</p>
<p>【後半部分】士道の外面的威儀に関する事柄</p> <p>【威儀ヲ詳ニス】</p> <p>「敬セズトイフコトナカレ」</p> <p>「視聽ヲ慎ム」</p> <p>「言語ヲ慎ム」</p> <p>「容貌ノ動キヲ慎ム」</p> <p>「飲食ノ用ヲ節ス」</p> <p>「衣服ノ制ヲ明カニス」</p> <p>「居宅ノ制ヲ嚴ニス」</p> <p>「器物ノ用ヲ詳カニス」</p> <p>「惣ジテ礼用ノ威儀ヲ論ズ」</p> <p>「惣ジテ日用ノ事ヲ論ズ」</p> <p>「一日ノ用ヲ正ス」</p> <p>「財用受与ノ節ヲ弁ズ」</p> <p>「遊会ノ節ヲ慎ム」</p>	<p>礼とは事物が自ずから節をもち全体の筋道が立っていること、威儀が正しいとは内面で敬を思っている証拠が外面に表現されていることである。</p> <p>見聞きするときの威儀に注意する。</p> <p>言語は内心の表現なので、言葉は慎重に威儀を正して発する。</p> <p>内心の表れが容貌であるから動作、表情、作法、顔色に至るまで注意する。</p> <p>適切な分量と内容の飲食ならびに食事の礼儀作法に気を配る。</p> <p>衣服は寒暑のみならず制度と威儀に関係しており、冠婚葬祭など時と場所に応じた服装の別をする。</p> <p>士農工商の分に応じて住居のあり方も異なる。</p> <p>祭具・道具・武器・武具・食器などのうち必需品のみを尊重する。</p> <p>まとめ</p> <p>一事一物に至るまですべては天地の法則によっており、その道を日常の生活で実践することが君子・大丈夫たる者のつとめである。</p> <p>（前半部分は『武教小学』『夙起夜寐』とはほぼ同じ内容である）。</p> <p>財は正しい使い方をすべきである（部分的には『武教小学』と重なるところがある）。</p> <p>遊宴は節度と礼儀をそなえていること。</p>
<p>【附録】</p> <p>「先生自警」</p> <p>「先生子弟ノ警戒」</p> <p>「先生僕ヲ御スルノ警戒」</p>	<p>素行の自己批判・自己点検</p> <p>弟子に対する素行の訓戒</p> <p>素行の家僕に対する処遇方針</p>

ドともいふべき概念をいかに解釈していたのか、内面の修養をどのように考えていたのか、それが外面的威儀といかなる関係にあるととらえていたのか、考察していきたい。

## (二)「大丈夫」とは

己の職分を認識し、外面的には劍戟・弓馬を、内面的には五倫の道をつとめることによって道を志すことが、武士としての第一歩であるが、日々実践を重ねることは勤行であり、それをまっとうするには志が深くなければいけない。素行はそれを「勇」と呼んでいる。体内の気が過不足なく働くように気をコントロールすることによって、動ずることなく常に平常心を保ち、広い度量をもって事に対処する精神的強さをさして、「勇」ある人物<sup>11</sup>「大丈夫」と記しているのである。

ごさかしい智恵を働かせる器の小さい人物とはちがつて、「大丈夫」が内に秘めた徳は、春のうらかな陽の光のように「仁」となつて外に表れてくるという。それは態度・言動・行動の隅々にまで表現され、「少シモツタナクイヤシキ質アラズ、水精ノ瓶ニ秋水ヲタクワヘ、白玉ノ盃ニ氷ヲノセタラン如ク、聊モカクレタル処ナキ風情、是ゾ大丈夫ノ風度ト云ベキ」様相を呈するのである。人間は誰しも、情欲や好悪に動かされて、義と利の区別をせずに行動しがちだが、聖人は天則にしたがつて道を道と立てる。巧言令色・追従便佞に惑わされず、人知を超えた天に存在する「理」を「命」として

受け入れ、富貴貴賤に動かされず、少しの利益にも心を奪われることがない清廉な心の持ち主が、「大丈夫」であると素行は考えていた。

さらに、身の艱難、一期の大事にきわまったとき、人は虚妄を捨ててただ「正直」になって神を頼むとして、その境地に至ることを目指すようにとも忠告する。「正直」とは「正」が義を守ること、「直」が社会的地位に媚びることなく、改めるべきところを改め、阿諛追従にしたがわないことをいう。人間関係でいえば、主君や父兄の非・悪を自己の利益のために見逃すのではなく、それをただすことである。また「大丈夫」は「剛操」、すなわち、剛毅であるとともに、義とするところを守つて変心しない操も備えていなければならぬ。「山鹿語類」卷二六「士談六」でも、「勇武においては剛操ありといへども、好む処に奪はれんは、勇に長ぜるのみにして剛操にあらざ」と述べているように、色欲・利害・名聞にとらわれず孤高の志を貫く強さを、素行は「剛操」ととらえている。

ただし、一身を修めて自己満足するのは器が小さい。「聖人の道」を天下に示すことの意義とは、身分制社会において士が農工商に模範を示し、それに感化された三民が自らを道徳的に高めていき、それが結果的に社会の秩序安定につながり、天地にあまねく存在する理の体現にもなるという。素行の社会観は、天地の事物に機能や形などの区別があるように、人間社会にもまた、各自が社会で果たすべき役割・機能の区別があるのであり、その秩序を守り、あるいは可視化するのが、士の役割であるとするところに特徴

がある。武士は將軍・大名から下級武士まで幅広い階層にわたっているが、身分集団として一括してとらえた場合に、共通して認識されるべき武士の職分を、他の身分集団との対比の中で明示し、個々の武士がそれを認識すべきであるという発想である。

「忠孝ヲ励マス」の部分は、『山鹿語類』卷二八「士談七」で具体的な例があげられているが、多くが主君の身代わりとして戦死した事例である。これについて田原嗣郎氏は「ここに社会的・道德的要請の下に『士道』として儒教的に理論化された場合と実際に存した武士の倫理・心情との距離がある」と言及している。<sup>21)</sup>しかし、「非常ノ変ココニ来テ、臣トシ子トシテ明白ニ其誠ヲツクサンコトハ、徳以テ正シカラスシテハ不可叶コト也」とあることからわかるように、非常事態に際して命を惜しまず、主君の身代わりになって戦死できるだけの覚悟で、日頃から主君に仕えるべきであることを示す例と解釈するのが妥当だろう。

仁義については礼智の源、人心の徳であり、日常の修養により鍛錬すべきと述べている。そして外では主君に、内では父兄に仕え、君父への忠孝に力を尽くすことが、朋友・兄弟・夫婦など他の人間関係も自然にととのう結果をもたらすとしている。

### (三) 外面的威儀と礼

素行の考えによれば、情欲にまかせず自己の身をつつしみ、「一動一静一語一黙」に礼節が表現されるように努力することで、外面

的威儀を保つことができる。前田勉氏は、礼は「いがた」として民衆支配のための規範ととらえられていたと解釈しているが、むしろ礼節を守り、外面的に表現するようもつとも強く求められていたのは、武士自身であった。

たとえば「手足の礼」について、君父の近くでは立って歩かず、膝をついて進み、遠いところにいるときでも静かに歩くこと、そして君父の前では手をついて座につき、拝礼すること、立つときは思うにまかせて立つのではなく、立つ前にその心得をしてから立つ動作をすること、立っている時は腰をすえ、元気をみなぎらせ、下腹を堅くし、肩を平らにし、背中をまっすぐ伸ばすこと、と説明している。確かに、立ったり座ったりする時の礼儀をこれだけ細かく規定されると、瑣末な外形ばかり気にしていたようにみえる。「勇氣にまかせて暴れ回る戦鬪的武士」からかけ離れた、「飼い慣らされる武士」のイメージをもつかもしれない。<sup>22)</sup>

しかし、これは単に姿勢をよくして外形を整えるためではない。素行は一六歳のときに剣術の免許を受けているが、剣術のみならず能などでも、最初に立つことを教えられるのに通じている。「正しく立つ」ことは、身体を制御する上で大切なことなのである。背骨をのびし丹田に重心を置くことで、身体の気のめぐりがよくなり、身体の左右のバランスが整う。お辞儀ひとつをとってみても、隙がなく美しい姿勢は、それ自体威厳に満ちており、挨拶する相手への敬意も十分表現されているものである。自らの身体を制御すること

で、我々は内なる観念を表現できるのである。

スベテ心性ハ内ニシテ、身体ノ動靜視聽ノ物ニマジウルハ是外也。内外ハ本一致ニシテ不別、外其威儀正シキトキハ内其徳正シ。外ニミダレル処アレバ内必ズ是ニ応ズ。唯外ノ威儀ヲ詳ニ究明シテ、其天則ニ相カナフガ如ク守ランニハ、心術ノ要自然ニ明ナルベシ。威儀ハ礼ノ形也、礼ハ母不敬ヲ以テ本トス

心は人間の内面であり、身体の動きや五感の働きは外界に接して反応するものである。しかし両者は別物ではない。人間は自らの心の内を推し量ることは難しいが、外形に表れた動きや表情をチェックすることはできる。礼儀正しく威儀が整っていれば、それは心に徳を宿しているからである。挙動に乱れがあれば、それは心の乱れが外に表れてしまったと考えられる。つまり、みることのできない自らの心のあり様を、外側に表れたわずかな表情の変化や言葉の動きから読みとり、それによって自らの心を常に正しくすること、これが素行の言わんとしている内容である。ちょうど剣道の試合で、熟練者が相手の息づかいの微妙な変化を察知して、攻撃をしかけるのと同じである。

視聽・言語・容貌・飲食・衣服について、威儀をただして行うことに注意を喚起しているのは、五感をはじめ、言葉遣いや容貌などに、心の状態が映し出されるからである。素行は、表情や顔色に至

るまで注意をこらし、内面の思いをただしくするときは、容貌もそれになつたものになるとしている。そして巧言令色の輩は、しばらくは人をだませるかもしれないが、ついには内面の志が人にわかつてしまうと警告する。「言語ハ内ヲ通ズルノ用也、戯言ナレドモ思ヨリ出トイヘリ。言語ハ内動テ外ニ発スルガユヘ、必ズ妄動スレバ妄言アリ。ヤヤモスレバサワガシク軽忽シテ節ヲスギテ言ヲ発シ、多ク語テ或ハ当座ノ偽言ヲナシ、或ハ過言シテ人ヲイカラシム」とあるように、戯れ言であつてもそれは、心に思っていることが思はず口をついてでたのである。軽率に言葉を発すること、多言を弄したり、言い過ぎて相手を怒らせたりすることなど、言葉にまつわるもめごとは、江戸時代の武士にとつてただごとではなかつた。現在の名誉毀損に相当するとみなされた悪口雑言は無礼とみなされ、手討ちの対象となる事柄だったのである。

素行は、何か言いたいことがあるときはふさわしい時を選び、気を落ち着けて声を低くし、調子を変えることなく、静かに言葉を発するようにと述べている。軽率な応対は一言でも口にすれば、四頭だての馬車をもつてしても追いつくことはできないというのが、古来から言われていることである。冠婚葬祭のときの言葉、賓客への応対、軍隊での言葉遣いは、それぞれ目的によつて異なっている。主君や父親が家臣や子に命じるときは、和らいだ声でわかりやすく懇切丁寧に説明しなければならぬし、逆に家臣や子はそれをよく聞き届け、内容をよく理解してから応じなければならない。君父・

臣子の言動が正しければ、兄弟・夫婦・朋友との言動も自然と正しくなる、というのが素行の考え方であった。

さらに重要なのは、道路ですれ違ふときの作法である。道路を歩くときは供奉の行列をただして身の備えを万全にし、往来の人に迷惑をかけないように、と注意している。雨にぬれて道が泥でぬかるんでいるときは、向かい側からきた相手を先に通し、しばらく待つてから自分が動くこと、もし下人が無礼をして事を起こした場合には、主人がすぐに謝罪すること、見知らぬふりをして通り過ぎてはいけないことなど、具体的に解説している。道路の往来にあたっては、すれ違いの作法を身につけていないと、非常事態が起きて威儀を失い、大丈夫の誠も失われてしまう、と警告する。拙著で詳しく述べたように、江戸時代には往来ですれ違ふ際にどちらが道を譲るか、そのときの作法はいかなるものか、などをめぐってよく争いが起きていた。大名行列を横切る供先割は無礼行為とみなされ、手討ちの対象ともなった。<sup>(24)</sup> 実際、元禄一二(一六九九)年に幕府御小姓組の幕臣が仙台藩主の弟伊達村和の行列の横合いに行きあわせ、村和の家来に狼藉を受けた上、大小まで奪われた事件では、供先の狼藉を制止せず駕籠の中で眠っていたと証言した村和は、三万石を返上して帰国後隠居し、二三年後にそのまま一生を終えるという悲劇にみまわれている。<sup>(25)</sup> 家臣が路上で起こした小さな紛争が、彼の生涯を変えてしまったのである。

素行は他にも、飲食は身分に応じて適量とり、食事の際の礼儀作

法に注意すること、衣服は制度と威儀に関連しており、冠婚葬祭など時と場所に応じて服装が異なることを詳細に述べ、士農工商の分に応じた住居のあり方から、祭具・道具・武器・武具・食器などにもまで言及し、「惣ジテ礼用ノ威儀ヲ論ズ」で全体を次のようにまとめている。

治乱盛衰ノ大ヨリ一時一物ノ変動ニ至ルマデ、天地ノ法則ヲハナルコトサラニナシ。君子大丈夫、能此心ヲ体認シテ初テ道ヲカタルベシ。サレバ身ヲ顧ニ、形ニ耳目鼻口四肢百体アリ、其内ニ性心情意血氣ノ差別アリ、此一身ヲ用ニ行住坐臥視聽言動ノ用アリ、此身ヲ奉ズルニ衣服居宅用器用物アリ、飲食情欲ノワカチアリ、此身ノ相接ハル処ニ君臣父子夫婦長幼朋友ノ交際アリ、其間ニ吉凶軍賓嘉ノ礼出来ル。是我一身ヲ顧リミルニ悉ク此事物ハナルベカラズ、身ニ貴賤貧富ノ差別アリトイヘドモ、右ノ品々ハ一ツトシテカクル事不可有也。此身ヲ持チ此心ヲ得テ此事ヲ去リナント云ハ、死シテ而シテ後ニヤミスベシ。

### おわりに―素行における武士の位置づけ

素行は、人間は感情や欲望などによって動くものだが、後天的に教育・教化されることにより秩序ある社会が実現すると考えていた。

そして、武士は「聖人の道」の模範を示し、三民の師たるべきであ

ると主張した。素行にとって武士とは、官僚的・役人的存在ではない。「武」国の礎として、武力を担っていることを自覚して武芸にいそむとともに、主君を支えて自らも道徳を身につけ、人としての模範たるべき職分をもった人間である。

素行は内面と外面の双方にわたって、自己統御・規律化を求めた。感情や欲望に動く人間でも、体現された「聖人の道」にしたがって教えられれば、秩序ある社会を形成する一部となりうるのである。しかしそれは、たがをはめる、いがたに流し込む、といったイメージではない。素行は内的精神の規律化と外的行動の規律化を、便宜上区別して叙述したが、内的精神のあり方が無意識のうちに、外的行動に表現されると考えていた。外見に注意を払うことの真の意味とは、自分の肉体によって内から外へ表現されたさまざまな兆しから、内なるものをみつめ、道を志す者としてたえず自らを切磋琢磨するところにあった。一挙手一投足に至るすべての行為と、衣食住のあり方は、職分にふさわしい礼を表現したものでなければならなかった。身分に応じた言動や振る舞いによって秩序が可視化され、社会秩序の安寧が保たれると考えていたのである。精神と肉体の規律化はとりわけ武士に求められたが、それは彼らが三民の師として「道」を示し、人倫を乱す者を罰して秩序維持をはかることが職分だったためである。

素行は中国との対比の中で、日本の武士のアイデンティティを、「武国」の「武」をになう「士」たることに求めた。中国の士大

夫階級とは全く異なる位置にある日本の武士こそ、武力と道徳の双方を兼ね備えるべき特別な存在と考えていたのである。彼が師事した小幡景憲・北条氏長・林羅山との比較でみたときの素行学の特徴は、帝王学としての兵学に武士個人の生き方の具体像を加え、さらにそれを東アジアの中に位置づけた武士道論として展開したところにあると言える。

だからこそ幕末以降、素行の思想は影響を与えることになった。山鹿流兵学師範の家柄であった吉田松陰は、『武教全書』を精読して『武教全書講録』を著し、『中朝事実』に高い評価を与えた。さらに、吉田松陰の叔父玉木文之進に師事した乃木希典は、『謫居童問』『武家事紀』『山鹿語類』『武教小学』『聖教要録』などを読破し、明治天皇に殉死する二日前に、注を書き入れた『中朝事実』を皇太子に献呈して講述したという。彼は宮内省へ働きかけて、明治四〇年に山鹿素行へ正四位贈位を実現し、「山鹿素行を祭る文」で日本主義的・国粹的国民道徳の系譜において、素行を評価している。<sup>26</sup>また同年、士友團副団長として、軍事教育会主幹の高橋静虎氏と交わされた会話が、「武士道問答」として連載されている。そこで乃木は、「昔日武士ハ粗食ヲ取り、粗衣ヲ着ケタルモ、衣服ハ其心ヲ表ストモ云フガ如ク、端正ヲ旨トシ礼節ヲ失ハズ、居ハ気ヲ移スノ古諺ニ因リ、邸宅ハ割合ニ潤大ナリシガ如シ」「武術ノ最終ノ目的ハ、胆力、気力、人格ヲ練ルニ在シナラン」「軍人が軍人タルノ名ト、軍人タルノ誉トヲ尚ブノ道ハ、武徳ヲ修養スルニ在ルベシ」と述べ、現役

の兵卒については「隊ニ於テノ起居動作、學術教練等何一ツトシテ、武徳ノ修養ノ為メナラザルハナシ。即チ一定ノ時間ニ起臥セシメ、一定ノ時間ニ飲食セシムルハ、人世ニ大切ナル紀律心、克己心等ヲ修養スルガ為ニシテ、又各個教練、部隊教練等モ戦闘動作ヲ演習スルト同時ニ、軍紀心、忍耐力等ヲ修養シ、其他礼式服装ノ如キモ、人間道徳ノ崇高ナル容儀ト心トヲ修養スルニ外ナラズ」と考えており、素行の思想が土台になっていることは明らかである。<sup>(27)</sup> こうして、近世前期の兵学者である山鹿素行の思想は、ナシヨナリズムと結びついた武士道論への関心の中、近代日本にも少なからぬ影響を及ぼしたと考えられる。

注

- (1) 古川哲史『日本倫理思想史研究②―武士道の思想とその周辺』(福村書店、一九五七年)、和辻哲郎「武士道」『和辻哲郎全集』第三卷(岩波書店、一九九一年)、相良亨「武士の思想」(ベリかん社、一九八四年)、小澤富夫『歴史としての武士道』(ベリかん社、二〇〇五年)など。たとえば広神清「山鹿素行の士道論」『倫理学』九(一九九一年)は、天下泰平のもと、それまで戦闘者として振る舞ってきた武士は為政者として、武家から政治家へ変身・脱皮し、それに照応する指導理念が求められていたと述べ、「武士道」から「武」の一字をはずしたものが「士道」であるとして、「武」がはずれたのは、もはや合戦の場に戦闘者として臨む必要がなくなった武士が、平和の世に三民の師範たる「士」として立つことを要求されたからだとする。
- (2) 前田勉「兵学と士道論」『歴史評論』五九三(一九九九年)、前田勉「山鹿素行における士道論の展開」『愛知教育大学研究報告』人文・社会科学

- 編五九(二〇一〇年)。
- (3) 中嶋英介「武教への道―山鹿素行の修養論」『文化』第七三卷第一・二号(二〇〇九年)。
- (4) 石岡久夫『山鹿流兵法』(日本兵法全集五、人物往来社、一九六七年)所収。
- (5) 広瀬豊編『山鹿素行全集思想篇』第一五卷(岩波書店、一九四一年)所収の「年譜」、田原嗣郎編『日本の名著 二一 山鹿素行』(中央公論社、一九七一年)所収の略年譜、堀英雄「山鹿素行」(吉川弘文館、一九五九年)による。
- (6) この年に書かれた『配所残筆』は、七月三日に赦免の知らせが赤穂へ届く前の「延宝三年正月十一日」の日付が書かれており、赤穂で一生を終える覚悟をした素行が、子孫に言い残すべきことを記したものである。
- (7) 多田顕「武士道の倫理―山鹿素行の場合」(麗澤大学出版会、二〇〇六年)。
- (8) 山鹿素行の聖学のみならず、伊藤仁斎の古義学(二六六〇年代)、荻生徂徠の古文辞学(一七一〇年代)などはいずれも、後世の注釈によらず直接経書を研究することを主張した古学である。
- (9) 土田健次郎全訳注『聖教要録・配所残筆』(講談社学術文庫、二〇〇一年)。
- (10) 田原嗣郎「山鹿素行における思想の基本的構成」田原嗣郎・守本順一郎校注『山鹿素行』(日本思想大系三二、岩波書店、一九七〇年)は、山鹿素行は朱子学の「理」を正しく理解しないまま批判を行ったとし、素行の「最大の関心は、道の根柢などの哲学的問題にはなく、とくに士(武士)としての社会的職分において日常の具体的な事物にいかにか処していくにあったと思われる」と述べている(四九八頁)。
- (11) 注(9)所収。
- (12) 注(9)所収。
- (13) 石岡久夫『山鹿流兵法』(日本兵法全集五、人物往来社、一九六七年)所収。



- (14) 田原嗣郎・守本順一郎校注『山鹿素行』（日本思想大系三二、岩波書店、一九七〇年）所収。
- (15) 『葉隠』にみえる言葉の問題については、拙稿「没我的忠誠論の再検討―『葉隠』新解釈の試み―」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第五六輯（二〇一一年）を参照されたい。
- (16) 拙著『赤穂浪士の実像』（第二刷）（吉川弘文館、二〇〇九年）。
- (17) 大道寺友山『武道初心集』（岩波文庫、二〇〇八年）。
- (18) 『山鹿語類』巻二「士道篇」田原嗣郎・守本順一郎校注『山鹿素行』（日本思想大系三二、岩波書店、一九七〇年）所収。以下、断らない限り、引用は本書による。
- (19) (21) 田原嗣郎前掲論文。
- (20) 尾藤正英「山鹿素行の思想的転回（下）」『思想』（岩波書店、一九七一年三月号）。
- (22) 前田勉「兵学と士道論」『歴史評論』五九三（一九九九年）。
- (23) 池上英子（森本醇訳）『名誉と順応 サムライ精神の歴史社会学』（N T出版、二〇〇年）。
- (24) 拙著『近世社会と法規範―名誉・身分・無礼討ち』（吉川弘文館、二〇〇五年）。
- (25) 拙著『武士道考―喧嘩・敵討・無礼討ち』（角川学芸出版、二〇〇七年）。
- (26) 田原嗣郎解説（田原嗣郎編『日本の名著 二二 山鹿素行』中央公論社、一九七一年）。
- (27) 和田政雄編『乃木希典日記』（金園社、一九七〇年）所収。

